

令和 年 月 日

誓 約 書 (I)

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様

事務所所在地

商号又は名称

代表者名

印

私は、この度貴協会に入会申込みをするに当たり、貴協会の入会審査の結果、「入会、移籍規程」に基づき、入会を拒否される場合があることを承諾いたします。

また、その場合、免許申請にかかった収入証紙代についても返金がないことを承諾いたします。

以上

【一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会「入会、移籍規程」抜粋】

(本部の業務処理)

第9条 支部より入会申込書等の提出があった場合次の各号を行う。

- (1) 審査の結果、会員として適当でないと認めたときは入会を拒否することができる。
- (2) 入会を拒否したときは所轄委員長は直ちにその旨を当該支部長に口頭で通知しなければならない。
- (3) 入会を拒否したときは会長はその旨を本人及び当該支部に通知し、第6条による入会予納金を返還しなければならない。なお、拒否した理由は本人に対して開示せず、提出された入会関係書類は返還しないこととする。
- (4) 入会を拒否した理由は公表してはならない。